

特定(介護予防)福祉用具販売【重要事項説明書】 ご契約者様控え

契約者/身元引受人兼連帯保証人(以下甲という)とケアサブライシステムズ株式会社(以下乙という)

1 運営方針

- 1)事業所の専門相談員は、要介護者等がその居宅において、その有する能力の応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具の販売をすることにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。
- 2)事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の名称

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1)名称 CSS福祉用具レンタルサービス笠懸事業所
- 2)所在地 〒379-2311 群馬県みどり市笠懸町阿左美1321番地
- 3)電話番号 0277-32-4556
- 4)提供サービス 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売
- 5)介護保険事業者番号 1071201154
- 6)開始年月日 令和6年9月1日

3 当事業所が提供するサービスについての相談窓口 ※ご不明な点は、お気軽におたずね下さい。

4 当事業所の職員体制 令和 7 年 3 月 16 日 時点

職種	資格	人数	勤務形態	業務内容
管理者 兼 福祉用具専門相談員	福祉用具専門相談員指定講習受講者	1	常勤 兼務	従業者の管理及び業務の管理
福祉用具専門相談員	介護福祉士	1	非常勤 専従	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与の提供
	福祉用具専門相談員指定講習受講者	1	常勤 専従	
	福祉用具専門相談員指定講習受講者	1	常勤 専従	

兼務を含め福祉用具専門相談員は 3名 体制

5 営業日及び営業時間

- 1)営業日 月曜日から金曜日(祝日、年末年始12月29日～1月3日までを除く)
- 2)営業時間 午前9時から午後6時
- 6 サービス提供地域 群馬県内(中山間地域等を除く)
足利市・本庄市・児玉郡・深谷市

7 サービス利用料金

- 1)カタログによる
- 2)通常の実施地域以外の地域において特定福祉用具販売を行なう場合の交通費(実施地域を越えた地点から片道1キロメートルごとに10円)
- 3)福祉用具の搬出入に特別な対応が必要な場合(実費)

8 契約金額の支払い方法

- 1)上記金額を10割とし、全額を支払い、市町村から還付される方法と、自己負担のみを支払う方法と2通りがあります。自治体によって制度が異なるので、どちらになるか注意して下さい。
- 2)支払い方法は、商品納入検品後、現金支払いとする。商品納入後、支払いを延滞した場合は商品を引き上げさせていただく場合があります。
- 3)自己負担の金額は介護保険負担割合証により異なります。

9 契約者及び利用者に特定福祉用具販売計画と事故防止の説明と取扱い説明書交付

- 1)居宅サービス計画に基づいて特定福祉用具販売計画を作成し説明します。
- 1)取扱い説明書により、販売する福祉用具を実際に使用しながら、使用方法、特徴の説明と事故につながる項目を掲げ、事故防止になるよう、詳細に説明することとします。

10 個人情報保護について

- 1)当事業所サービス従事者は正当な理由がない限り、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売を提供するうえで知り得た、契約者及び利用者等に関する事項を第三者には漏洩しません。但しサービス担当者会議等において契約者及び利用者等の個人情報をを用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得ておかなければならない。

11 緊急時の対応窓口及び相談苦情受付窓口

名称	電話番号	管理者	緊急・苦情受付時間
CSS福祉用具レンタルサービス笠懸事業所	0277-32-4556	神田 賢二	午前9時から午後6時

尚、苦情については各市町村介護保険課(市町村により課の名称は異なります)及び群馬県国民健康保険団体連合会でも受付けています。

- 群馬県国民健康保険団体連合会(苦情処理相談窓口) 027-290-1323 月曜～金曜(祝日除く)
- みどり市役所(笠懸庁舎) 0277-76-2111 月曜～金曜(祝日除く)
- みどり市以外の場合 () 月曜～金曜(祝日除く)
- ケアサブライシステムズ株式会社 027-360-5400 月曜～金曜(祝日除く)

円滑にかつ迅速に苦情処理を行なうための手順

- (1)苦情処理台帳に記載 (2)苦情についての実事確認を行う (3)苦情処理方法を記載し管理者決裁、処遇処理について関係者との連携を行う
- (4)苦情処理の改善について利用者に確認を行う (5)苦情処理は2日以内に行なわれることを原則とする
- (6)管理者が苦情の内容、処理、結果を詳細に台帳に記録して保管し、同様の苦情処理の再発防止に役立てる

- 1)事業所の専門相談員は、要介護者等がその居宅において、その有する能力の応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具の貸与をすることにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。
- 2)事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

12 緊急時等における対応方法

専門相談員は、特定福祉用具販売の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告します。

13 事故発生時の対応

利用者に対する特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、利用者の家族等、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

特定福祉用具販売計画の作成

14 その他事項

1) 第三者による評価の実施状況 ☒ 有 実施日 令和 年 月 日 評価機関名 結果の開示 有 無

2) 高齢者虐待防止法に基づき、虐待を発見した場合には関係機関への連絡を致します。

3) 採用時研修（採用後1カ月以内）、継続研修（年1回）

1) 乙は、特定福祉用具販売サービスにあたり、甲（契約者）及び身元引受人兼連帯保証人に対して下記事項を説明致しました。

①重要事項説明書の内容

2) 甲及び身元引受人兼連帯保証人は、特定福祉用具を購入するにあたり乙より、下記の事項の説明を受けました。

①重要事項説明書の内容

※上記1)、2)項より重要事項説明書の書類を甲及び身元引受人兼連帯保証人が乙から受け取った事、又説明を受け承諾した証として、本書2通を作成交付し、甲及び契約者と身元引受人兼連帯保証人、乙及び説明者が署名捺印の上、各1通を保有するものとします。

説明日 令和 年 月 日

契約者（ご利用者様）

住所

氏名

続柄

事業者

ケアサプライシステムズ株式会社

代表取締役社長 駒井 将人

〒370-0015 群馬県高崎市島野町890-8

TEL 027-360-5400

事業所

CSS福祉用具レンタルサービス笠懸事業所

〒379-2311 群馬県みどり市笠懸町阿左美1321

TEL 0277-32-4556

管理者 神田 賢二

説明者

氏名

身元引受人兼連帯保証人

住所

氏名

続柄

印